

平成22年6月14日現在

研究種目：若手研究（B）  
 研究期間：2008年度～2009年度  
 課題番号：20730521  
 研究課題名（和文）  
 戦後教育改革期における南原繁の教育行政論の研究  
 研究課題名（英文）  
 A Study of Shigeru Nambara's Theory of the Educational Administration in the Post-war Educational Reformation Period  
 研究代表者 岡 敬一郎  
 （秀明大学・学校教師学部・講師）  
 研究者番号：90449968

## 研究成果の概要（和文）：

本研究の目的は、戦後教育改革期における南原繁の教育行政論を分析し、教育行政制度の今日的あり方を歴史的視点から考察することである。成果は次のとおりである。南原繁の戦後教育行政改革構想は、戦前の教育行政が集権主義的、官僚主義的であったことへの批判に端を発する。文部省に対して、教育者の自主性を尊重し、自らの任務を教育の条件整備へと転換することを求めると同時に、地方については教育委員会の設置を求めている。ただし教育委員の選任方法については、公選制と任命制の間で葛藤していた。

## 研究成果の概要（英文）：

The purpose of this study is to analyze Shigeru Nambara's theory of the educational administration in the postwar educational reformation period, and to consider the educational administration system from a historical point of view. The findings are as follows. Shigeru Nambara criticized educational administration in the prewar period for being centralistic and bureaucratic. That was why he asserted that the Ministry of Education had to respect for autonomy of teachers and change its own tasks to the preparation of conditions about education. Moreover, he planned out the establishment of boards of education. However, he vacillated between election by popular vote and appointment about the way to choose the members of boards.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,100,000	330,000	1,430,000

研究分野：教育行政学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教育行政、戦後教育改革、南原繁

1. 研究開始当初の背景

| 今次の規制改革によって、教育行政の領域

では、学校設置基準や学習指導要領の最低基準化、学校設置主体の多様化、PFI方式の導入など、インプット・プロセス規制の緩和による公共サービスの供給主体の多様化、供給主体間の競争が進められると同時に、学校評価や教員評価の実施、アカウントビリティの確保など、アウトプット規制による公共サービスのクオリティ・コントロールが要請されるという、新しい公共管理の構図が明確化してきている。こうした動向を、機関委任事務制度や教育長任命承認制の廃止、国庫負担金・補助金制度の縮小、国からの教育費補助の一般財源化といった地方分権の推進にかかわる改革と重ねてとらえるとき、教育行政の独立性が崩れていく契機が透けて見えてくる。縦割り行政の規制力の弱まりによって、地方レベルにおける教育行政の独立性の基盤が消失しかねないのである。事実、教育委員会制度は自治体行政の総合化・効率化の要請の中で厳しい批判と見直しの論議にさらされている。

では、このような状況において、教育行政の専門性や独自性はいかなる意味を持ちうるのか。あえて一般行政から独立してやることの意味は何か。そして、集権的縦割り構造の中で、その固有の研究対象領域を保持してきた教育行政研究も、その意味自体を問われることとなる。日本教育学会の機関誌である『教育学研究』の第71巻第1・2号（2004年3・6月）が「国家の教育責任と地方分権—『学校』の変貌を問う—」と題する特集を組み、また『日本教育行政学会年報』第32号（2006年10月）が「教育委員会『存続』の意義を問い直す」を年報フォーラムのテーマとしたことは、こうした問題に対する教育学研究者の危機感を示すものと言えよう。

この問題について考えるために、本研究では戦後教育改革期における教育行政の専門性に関する論議を取り上げたいと考えている。戦後における地方教育行政改革論として、まず初めに登場したのが田中耕太郎の大学区構想であった。この構想は、地方教育行政を内務省系統から分離し、その運営を教育関係者に委ねようとするものであった。しかし、教育刷新委員会（以下「教刷委」）の一部委員や連合国最高司令官総司令部民間情報教育局（以下「CIE」）の反対によって、この構想は挫折することとなった。当時教刷委副委員長だった南原繁は、大学区構想が文部省による新たな集権化の危険性を持つことを批判した。大学区構想に代わって登場したのが、公選制教育委員会の提案であった。第一次米国教育使節団報告書に発するこの提案は、CIEの主導と教刷委の支持によって、教育委員会法の制定へと導かれる。教育委員会制度は、戦後教育行政改革の基本理念であ

る民主化、地方分権化、一般行政からの独立を具体化するものとして導入された。その制度原理は民主性と専門性であり、民主性は教育委員の公選制に、専門性は教育長や指導主事の免許制度によって、支えられるべきものとされた。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、戦後教育改革期における教育行政の専門性に関する論議について検討する一環として、南原繁の教育行政論を分析することによって、教育行政制度の今日的あり方を歴史的視点から考察することである。

南原繁が1946年8月27日の第90回帝国議会貴族院本会議における質問演説の中で、田中耕太郎の教育権独立論を一種の教階制度、文教官僚主義に陥る恐れあるものと批判して、「要スルニ、国民一般カラ分離スルコトニ依ツテ教育ノ権威ヲ確立スルト云フノデナクシテ、国民ニ直結シテ、国民ノ自覚ト、其ノ手ニ依ツテ教育ノ進歩ヲ図ルト云フコトガ眼目デナケレバナラス」と述べたことは、周知の通りである。このことに関連して、鈴木英一と古野博明は田中耕太郎と南原繁の関係についてそれぞれ論じている。

鈴木は、田中の大学区構想と南原によるその批判について、「単なる学問的論争にとどまらず、文部大臣対教育刷新委員会副委員長の教育改革構想をめぐる雄大なスケールをもった政策論争であった」、また「フランスに範をとるかアメリカかという大学区案と公選制教育委員会案の対立も、明治五年（一八七三）の大学区を内容とする学制、明治十二年（一八七九）の学務委員公選制を内容とする教育令という日本の近代教育草創期における歴史的経験を想起できよう」と述べている。

古野は、「教育基本法成立史再考の視点」として「田中耕太郎の果たした役割を相対化し、田中二郎の立法技術的な構想力の独自の地位を浮かび上がらせ、南原繁の教育政治的影響力を田中（耕）との関係で重要視する見地」を提示している。その過程で南原繁については、「被占領期の教育政策形成過程に占めた南原の位置は通常考えられている以上に甚大で、米国対日教育使節団に協力すべき日本教育家の委員会の委員長、教育刷新委員会の副委員長としての南原の行動力と影響力や田中（耕）とは対照的な、使節団やCIE教育課の抜群の信頼度は、教育基本法成立史においても無視できないものがある」、また「（南原の論題を田中（耕）のそれと対比すればただちに判明するように）二人の論法がことごとく向きを正反対にして衝突しあっていることの意味をどうつかむかという問題がある。その対立軸は教育基本法成立史を貫通しているとみられるが、それは、教育基本

法の成立にかかわった諸機構間の、例えば文部省と議会、教育刷新委員会、C I & E 教育課との立法政策上の緊張関係を捉える導きの糸としての意義をもってこよう。」と述べている。

このように、田中耕太郎と同様に南原繁の所論が持つ重要性が指摘されているにもかかわらず、南原の教育行政論をとりあげる先行研究は管見の限りほとんどない。そこで本研究では、戦後教育改革期における教育行政の専門性に関する論議のなかで、特に南原繁が果たした役割に着目することによって、教育行政の専門性に関する新たな見地を示すとともに、そこで得られた知見に基づいて、現代における教育行政のあり方を問い直したいと考える。本研究の特色、独創的な点は、以下の三点である。

第一に、南原繁の教育行政論の分析に焦点を当てることである。従来の教育行政研究は、応募者も含め、田中耕太郎を中心に据えて戦後教育行政改革を描こうとしてきたように思われる。しかし、そのことが有する限界をも認識しなければならないだろう。大学区構想に批判的立場をとった南原繁の教育行政論を分析することによって、戦後教育改革期における教育行政の専門性に関する論議のダイナミズムの一端を解明したいと考える。

第二に、教育行政の一般行政からの独立の理論構造を再検討することである。教育行政研究は、教育行政を一般行政から独立させるという大学区構想の目的が教育委員会制度に引き継がれたという側面を強調することが多い。しかし、教育行政の専門性の観点から見れば、大学区構想において教育関係者に委ねられた専門性と、教育委員会制度において免許制度によって支えられた専門性との間に、いかなる葛藤があったかが問われなければならないはずである。そこで本研究は、南原繁の教育行政論の分析を通じて、教育委員会制度の制度原理である民主性と専門性との緊張関係、及び教育委員会制度において専門性を担う教育行政職と官僚制との関係について、検討を試みる。

第三に、戦後教育行政改革を現代的課題としてとらえ直すことである。近年、戦後教育改革を論じる場合に、自主的改革であったか押し付けであったかにかかわらず、その普遍的価値を高く評価する傾向が強くなっている。将来の教育行政のあり方を考える時、戦後教育改革が自主的か押し付けかということ、今後それを擁護・発展させるか見直すかということは別の問題であるため、このような傾向は歓迎すべきものである。加えて、戦後半世紀以上を経て、戦後改革期に試みられた諸改革の多くが実現可能となる社会的条件が日本社会に整ってきていると考えられる。

### 3. 研究の方法

南原繁の教育行政論をとりあげる先行研究が少ない理由としては、南原の著書・論文が田中耕太郎のそれに比して少ないことが考えられる。そこで本研究は、公刊されている戦後教育行政改革関係図書のほか、「戦後教育資料」、「田中二郎氏旧蔵教育関係文書」など、戦後教育改革期に活動した諸機関の記録類を収集、分析することによって、資料的制約を打破したいと考える。

第一に、公刊されている戦後教育行政改革関係図書の中から、『南原繁著作集』や『逐条日本国憲法審議録』、『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』など、本研究に関連が深いと考えられるものについて分析する。

第二に、国立教育政策研究所教育図書館への訪問調査を行い、「特殊コレクション」の中の「戦後教育資料」（約 2,000 点）から、関係する資料を収集する。この「戦後教育資料」は、戦後教育改革に関する法律、命令、規則、通達及び制定過程の経緯などに関する教育改革の基本資料である。

第三に、東京大学法学部研究室図書室への訪問調査を行い、「田中二郎氏旧蔵教育関係文書」から、関係する資料を収集する。この文書は、「教育基本法成立過程の資料実証的研究」（平成 8 年度～平成 9 年度文部省科学研究費補助金（基盤研究(C)(2)）、研究代表者：古野博明（北海道教育大学旭川校教授））により、田中二郎氏旧蔵教育関係文書をマイクロ化したものであり、昭和 20 年 11 月ごろから昭和 31 年ごろまで、公民教育刷新委員会にはじまって、被占領期教育改革法、大学制度、教育委員会制度協議会、中央教育審議会、地方教育行政の組織運営に関する法律案の関係資料が収められている。

### 4. 研究成果

国立国会図書館東京本館、東京大学総合図書館、千葉大学附属図書館本館において、南原繁や戦後教育改革に関する先行研究を資料として収集し、分析した結果、以下のことが明らかとなった。政治学研究においては、南原が政治学を専門としていたことから、南原個人を対象とする研究が多くみられる。ただし、教育については、南原が教育基本法制定など戦後教育改革に関与した事実が指摘されるにとどまっている。一方、教育学研究においては、南原が帝国議会、教育刷新委員会、第一次米国教育使節団団長との会談などの場で教育委員会構想を支持する発言をしていたことが指摘されている。しかし、南原の教育行政論が体系的に整理されているわけではない。

次に、国立教育政策研究所教育図書館を訪問して戦後教育行政改革関連資料を収集し

た。東京大学法学部研究室図書室所蔵の「田中二郎氏旧蔵教育関係文書」についても、国立教育政策研究所教育図書館に所蔵が確認されたため、併せて閲覧した。以上の資料を『南原繁著作集』、『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』などと併せて分析した結果、以下のことが明らかとなった。南原の戦後教育行政改革構想は、戦前の教育行政が集権主義的、官僚主義的であったことへの批判に端を発する。文部省に対して教育者の自主性の尊重、指揮監督から指導助言、条件整備への性格転換を求め、同時に地方については教育委員会の設置を求めて、教育の民主化と地方分権化を達成しようとしたのである。南原は教育委員会を、国民に直結し、国民全体の責任により、国民協同の事業であることを理由として支持した。この姿勢は具体的な制度構想に関する議論においても貫かれ、町村への教育委員会設置を求めるに至った。ただし教育委員の選任方法については、理想としての公選制と、日本における地方の現状に鑑みた場合の現実的な案としての任命制との間で葛藤していた。

以上の成果は、南原が教育委員会制度を支持した思想的背景を探り、また占領軍側との交渉過程を参照することなどによって、彼が戦後教育行政制度改革に果たした役割を再考していくうえでの基礎的作業として意義をもつものと考ええる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計0件)

[学会発表] (計1件)

岡 敬一郎

「南原繁の戦後教育行政改革構想の研究」

日本教育行政学会第44回大会

2009年10月18日

広島大学

[図書] (計0件)

[産業財産権]

#### ○出願状況 (計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

#### ○取得状況 (計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

[その他]  
ホームページ等

なし

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

岡 敬一郎

(秀明大学・学校教師学部・講師)

研究者番号：90449968

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：